

保育料・サービス

保育園では保護者が仕事・病気・介護・出産などの理由により家庭で保育できない場合、生後6ヶ月以上で、就学前の子どもさんをお預かりいたします。

本年度（平成27年度）より保護者の状況により保育を受けられる時間が異なります。その保育時間を超えた場合、延長料金が発生いたします。

「保育標準時間」の利用（11時間）……就労時間が週30時間以上かつ月120時間以上

「保育短時間」の利用（8時間）……就労時間が64時間以上、上記未満

保育料の基準額は次の表のとおりです。今年度から基準が変わっていますので、ご確認をお願いします。

利用者負担(保育料)基準額

各月初日の保育児童の属する世帯の階層区分		標準時間保育		短時間保育		
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
第 1	生活保護法による非保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円	0円	0円	
第 2-1	市町村民税 非課税世帯	母子・父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯	0円	0円	0円	
第 2-2		第 2-1 区分を除く世帯	9,000円 (4,500円)	6,000円 (3,000円)	8,000円 (4,000円)	5,000円 (2,500円)
第 3-1	所得割課税額 24,300円未満	母子・父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯	11,400円 (5,700円)	8,600円 (4,300円)	9,800円 (4,900円)	7,000円 (3,500円)
第 3-2		第 3-1 区分を除く世帯	12,600円 (6,300円)	9,600円 (4,800円)	11,000円 (5,500円)	8,000円 (4,000円)
第 4-1	所得割課税額 24,300円以上 48,600円未満	母子・父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯	15,500円 (7,750円)	13,100円 (6,550円)	14,000円 (7,000円)	11,500円 (5,750円)
第 4-2		第 4-1 区分を除く世帯	19,500円 (9,750円)	16,400円 (8,200円)	18,000円 (9,000円)	14,900円 (7,450円)
第 5	第 1 区分を除き、前年度分(9月以降の保育料については現年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 48,600円以上 64,700円未満	23,000円 (11,500円)	20,000円 (10,000円)	21,500円 (10,750円)	18,500円 (9,250円)
第 6		所得割課税額 64,700円以上 80,800円未満	26,500円 (13,250円)	23,500円 (11,750円)	25,000円 (12,500円)	22,000円 (11,000円)
第 7		所得割課税額 80,800円以上 97,000円未満	30,000円 (15,000円)	27,000円 (13,500円)	28,500円 (14,250円)	25,500円 (12,750円)
第 8		所得割課税額 97,000円以上 121,000円未満	34,800円 (17,400円)	28,100円 (14,050円)	30,500円 (15,250円)	26,600円 (13,300円)
第 9		所得割課税額 121,000円以上 145,000円未満	39,600円 (19,800円)	29,200円 (14,600円)	38,100円 (19,050円)	27,000円 (13,500円)
第 10		所得割課税額 145,000円以上 169,000円未満	44,500円 (22,250円)	30,400円 (15,200円)	43,000円 (21,500円)	28,800円 (14,400円)
第 11		所得割課税額 169,000円以上 235,000円未満	53,600円 (26,800円)	32,800円 (16,400円)	52,000円 (26,000円)	31,200円 (15,600円)
第 12		所得割課税額 235,000円以上 301,000円未満	57,600円 (28,800円)	35,200円 (17,600円)	56,000円 (28,000円)	33,600円 (16,800円)
第 13		所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	60,600円 (30,300円)	37,800円 (18,900円)	59,000円 (29,500円)	36,200円 (18,100円)
第 14		所得割課税額 397,000円以上	80,000円 (40,000円)	58,000円 (29,000円)	78,500円 (39,250円)	56,500円 (28,250円)

※ 下段()内は1/2減額した額

保育料の特例(軽減)

- (1) 同一世帯の第2子の保育料を1/2に軽減し、第3子以降の保育料を全額免除する。但し、未満児は対象から除外する。
 - (2) 未満児が住所している世帯で、2人以上の児童が入所している場合(特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通所施設、したい不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合を含む)、2人目の保育料を1/2に軽減し、3人目以降の保育料は全額免除する。
- ※ 保育料は4月初日現在の年齢で算定する。

その他の保育サービス

○ 延長保育

延長保育とは、ご家庭の事情により保育を必要とする園児について、基準に定められた通常の保育時間(午前8時30分～午後4時30分)を超えて行う保育です。

・延長保育の実施時間と料金

保 育 時 間	金 額(30分あたり)	上 限(月額)
午前7時から午前8時30分まで	50円	1,500円
午後4時30分から午後7時(土曜日 にあつては午後5時)まで	60円	5,000円

※ ただし、保育標準時間の認定を受けた方は、その保育可能時間は徴収の対象となりません。

○ 一時的保育

保育園の開園時間内に保護者の断続的又は短時間就労等の就労形態、保護者の傷病等による緊急時及び保護者の出産や育児疲れ解消等のために実施する一時的にお預かりする事業です。

・別紙申請書により事前にお申し込みください。

(行事や保育等の都合によりお受けできない場合があります。)

・保育期間・・・原則として1ヶ月当たり、12日を限度とします。

・保育時間・・・ 午前8時30分～午後4時30分

(必要に応じて延長保育の利用も可能です。ご相談ください。)

・保育料

区 分	青木村に住所を有する者		青木村に住所を有しない者	
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
4時間未満	1,060円	500円	1,290円	670円
4時間以上～ 8時間以下	2,120円	980円	2,570円	1,330円

ただし、給食を利用した場合、別に1回あたり220円を徴収いたします。

※ 詳細については 青木村保育園 電話・情報電話：49-2063 までお問い合わせください。